

経済施策を一体的に講ずることによる 安全保障の確保の推進に関する法律について

衆議院調査局調査員

大塚 華

磯部 亮太

小室 芳樹

(内閣調査室)

《構成》

I 背景及び経緯

II 審議経過

III 法律の概要

IV 主な質疑・答弁の概要

V 今後の方向性

本稿では、第 208 回国会（常会）において、令和 4 年 5 月 11 日に成立し、同月 18 日に公布された「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律¹」（令和 4 年法律第 43 号）について解説する。

I 背景及び経緯

1 経済安全保障をめぐる国内外の動向

(1) グローバル化によるリスクの顕在化

1990 年代以降のグローバル化の進展により、先進国の製造業が新興国へ進出する等、世界各国は互いに経済的な結び付きを強め、相互依存を高めていった。これにより、世界経済は発展してきた一方、政治的な理由や自然災害などから人的交流や物流（ヒト・モノ・カネの国際移動）が妨げられることによって、国の安全保障が脅かされる事態が生じるリス

クを抱えることとなった。

(2) デジタル化の進展による脆弱性の高まり

近年の情報通信ネットワークの発達や、IoT²、人工知能（AI）、ビッグデータ、ロボットの発展等、産業基盤が高度にデジタル化されたことによって、サイバー攻撃による脅威・影響が顕在化している。特に、基幹インフラ機能に支障を来すようなサイバー攻撃が起こった場合、社会経済に対する影響は大きくなっている。

(3) 米中の覇権争い

中国は、昭和 53（1978）年の経済改革・対外開放路線（改革開放）以降、社会主義市場経済体制の下で急速な経済成長を実現し、平成 22（2010）年には、国内総生産（GDP）が我が国を抜いて世界第 2 位となった。また、平成 25（2013）年に「一帯一路」構想、平成 29（2017）年にはデジタルシルクロード³構想を打ち出す等、インフラ整備、貿易・投資の促進、融資等によって、世界各国への影響力を強めている。

平成 29（2017）年 1 月に発足したトランプ

¹ 本法律は「経済安全保障推進法」と呼称されているが、本法律において「経済安全保障」という文言は使用されておらず、その定義も置かれていない。条文上は、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保」が目的とされている。

² Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と訳されている。通信機能を有する家電製品、工場の生産ライン等、様々な「モノ」からインターネット上に集められたデータを分析することで、制御や監視、最適化、自律化などを行う仕組みのこと。

³ 電子決済や AI、量子技術、ビッグデータ、クラウド、スマートシティ建設などでの協力。

政権は、「米国第一」の方針を掲げ、貿易赤字を是正するため、中国からの輸入品に多額の制裁関税をかけた。また、平成 30 (2018) 年に成立した国防権限法 2019 (National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2019) により、輸出管理や投資規制を強化し、技術流出を防ぐため、情報通信網から中国製品を排除することとした。

その後、新型コロナウイルス感染症に対する中国の対応、新疆ウイグル自治区や香港における人権問題などを背景に、米国の中国への圧力は更に強まっている。

令和 3 (2021) 年 1 月に発足したバイデン政権は、同盟国との連携を深め、中国に対抗する姿勢をとっている。同年 6 月、バイデン政権が取りまとめた報告書⁴では、半導体や医薬品等の戦略物資の調達における中国依存を減らすため、日米豪印の枠組み (クアッド) を始めとする国際的な協調体制を強化する方針が示された。

(4) 我が国における経済安全保障に関する動向

我が国においては、令和 2 年 4 月、内閣官房の国家安全保障局 (NSS) に経済班が新たに設置され、経済分野における国家安全保障上の課題について、俯瞰的・戦略的な政策の企画立案・総合調整を行うこととされた⁵。

本法律案の提出に至るまでにも、政府は経済安全保障に関する様々な取組を行ってきた。例えば、技術流出の防止に関して、主として外為法⁶により貿易管理⁷及び投資管理⁸が実施されている。

貿易管理については、外為法上のいわゆる「みなし輸出⁹」管理の対象を明確化した (令和 4 年 5 月から改正省令・通達が施行)。これにより、国内における「居住者」(大学教授等) から「居住者」(入国後 6 か月経過した留学生等) への技術提供であっても、「居住者」(同留学生等) が「非居住者」(外国政府等) の強い影響下にある場合には、許可が必要となった。

投資管理については、投資審査を強化し、外国投資家による対内直接投資に適切に対応する観点から、令和 3 年 7 月、国家安全保障局と財務省が共同議長となる、米国の C F I U S¹⁰類似の「対内直接投資に係る関係省庁会議¹¹」が設置された。同会議においては、定期的に関係省庁が対内直接投資の動向や審査手法に関する知見の共有等を行うほか、必要に応じて、臨時的な各省横断の事前投資審査が行われている¹²。

また、令和元年の外為法の改正により、外国投資家が安全保障上重要な上場企業の株式を取得する際に、事前審査 (事前届出) の対象となる出資比率を 10%以上から 1%以上

⁴ White House. “Building Resilient Supply Chains, Revitalizing American Manufacturing, and Fostering Broad-Based Growth, 100-Day Reviews under Executive Order 14017”, 2021.

⁵ 経済班の設置に先立ち、令和元年 10 月から経済班の設置準備室が設置されていた。

⁶ 「外国為替及び外国貿易法」(昭和 24 年法律第 228 号)

⁷ 貿易管理とは、貨物の輸出若しくは技術の外国への提供又は貨物の輸入を一定の要件の下で管理する仕組みをいう。

⁸ 投資管理とは、外国投資家等による自国企業又は土地への投資について、安全保障上の観点から審査を行い、必要な場合に投資の差止めや軽減措置の実施を行う仕組みをいう。

⁹ 「みなし輸出」管理とは、外為法に基づき、国内における技術提供についても、「居住者」から「非居住者」に対する機微技術の提供に対し、経済産業大臣への許可申請を義務付けるもの。

¹⁰ Committee on Foreign Investment in the United States (対米外国投資委員会) の略。シフィウス。海外からの投資について安全保障の観点から審査する米国政府の省庁横断の委員会。

¹¹ 『読売新聞オンライン』(令 3. 12. 5)

¹² 第 208 回国会衆議院内閣委員会経済産業委員会連合審査会議録第 1 号 3 頁 (令 4. 3. 29) 小林国務大臣 (経済安全保障担当) 答弁

へと厳格化した(令和2年5月施行)。令和2年6月には、外為法上のコア業種¹³にサイバーセキュリティ関連業種等が指定され、同年7月には、医薬品・医療機器が、令和3年11月には、レアアースなど重要鉱物の関連業種が追加された。

さらに、令和3年6月には、重要土地等調査法¹⁴が成立し、重要施設又は国境離島等の機能を阻害する行為を防止するため、その行為に供されるおそれのある施設周辺及び国境離島等の土地(重要土地)のうち一定のものを指定し、調査、規制等の措置を講ずることとされた。

このほか、近年の技術流出・移転経路は、貨物や技術の輸出、外資による日本企業の買収等に限らず、留学生の受入れ・国際研究交流など多様化していることから、令和3年4月からは、留学生や関係機関などに職歴や学歴などの追加的な情報を求める運用を開始するなどの留学生・研究者等の受入れ審査の強化¹⁵や、研究インテグリティ¹⁶の確保などが行われてきた。

(参考) 研究インテグリティについて¹⁷

従来から、研究者等には研究不正(捏造、改ざん、盗用)や産学連携による利益相反・責務相反等を行わないことが求められてきたが、近年、研究の国際化やオープン化に伴い、新たなリスク(外国からの不当な

影響による利益・責務相反や技術流出等)に対しても研究インテグリティの確保が求められるようになってきている。

このため、令和3年4月、政府は、研究インテグリティの確保に係る対応方針¹⁸を決定した。また、同年12月には、競争的研究費の適正な執行に関する共通のガイドラインが改定¹⁹された。これにより、公的な資金を研究者が申請する際、国外も含む外部からの支援や兼業等の情報を提出することとなった。

2 法律案提出の経緯

令和3年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」(以下「骨太方針2021」という。)においては、経済安全保障を確保するための取組として、①サプライチェーンの強靱化、②基幹インフラの安全性・信頼性の確保、③先端的な重要技術の研究開発及び④特許出願の非公開化が示された²⁰。

(1) サプライチェーンの強靱化

令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、医療物資等が一時的に供給困難となったこと、半導体等の重要物資の供給が特定の国・地域に依存していることなど、サプライチェーンの脆弱性が明らかとなった。また、政府に調査権限がないため、サプライチェーンの把握が十分に行えない事態が生じた²¹。

令和2年7月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」においては、生

¹³ 外為法においては、安全保障上重要な日本企業に対する外資による出資について、事前届出の対象としている。事前届出が必要となる業種はあらかじめ指定されている。指定業種のうち、原子力関連や武器等安全保障に関わる事業については、コア業種と定めた上で、重点的に審査される。

¹⁴ 「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」(令和3年法律第84号)

¹⁵ 第208回国会参議院内閣委員会会議録第2号23頁(令4.3.8) 小林国務大臣答弁、『毎日新聞』(令3.7.21)

¹⁶ 研究インテグリティとは、研究者及び大学・研究機関等が確保すべき研究の健全性・公正性のことをいう。

¹⁷ 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局「国際化とオープン化が進む研究環境における研究インテグリティの確保に向けた内閣府の取組」(令和4年6月28日)、第208回国会参議院内閣委員会会議録第10号5頁(令4.4.14) 米田政府参考人(内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官) 答弁

¹⁸ 「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和3年4月27日統合イノベーション戦略推進会議決定)

¹⁹ 「競争的研究費の適正な執行に関する指針」(競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ 令和3年12月17日改正)

²⁰ 「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)25頁

²¹ 第2回経済安全保障法制に関する有識者会議(令和3年12月28日)資料2

産拠点の集中度が高いもの等について、国内外でサプライチェーンの多元化・強^{じん}韌化を進めること、価値観を共有する国々との物資の融通のための経済安全保障のルールづくりを進めることなどが示された。

骨太方針 2021 においては、我が国のサプライチェーンを強^{じん}韌化していく観点から、半導体、レアアースを含む重要鉱物、電池、医薬品等の先行的な重点項目について必要な措置を実施するとともに、電力、ガス、石油、通信、航空、鉄道、造船を含む海上物流、医療を始めとする重要業種について必要な対策を講ずるべく分析を進めること、重要技術・物資の生産・供給能力を国内に確保するため、中長期的な資金拠出等を含めた支援の在り方を検討することなどが示された。

(2) 基幹インフラの安全性・信頼性の確保²²

近年、世界各国において、国家の関与が疑われるものを含め、基幹インフラ事業を対象としたサイバー攻撃事案が多数発生している。例えば、変電所に対するサイバー攻撃により大規模かつ長期にわたる停電が発生した事案や、平時に電力設備に密かにウイルスを侵入させ、国家間の緊張が高まる中で電力インフラを停止させ、混乱を引き起こした事案などが報じられている。

一方で、我が国の基幹インフラ事業²³を規律する既存の業法等には、役務の安定的提供

義務又は設備の技術基準適合義務に関する規定はあるものの、我が国の外部から行われる妨害行為を未然に防止するための規定が備わっておらず、現行制度においては、設備の導入や維持管理等の委託など通常の経済活動に起因するリスクに的確に対応することはできない。

骨太方針 2021 においては、基幹的なインフラ産業について、機器・システムの利用や業務提携・委託等を通じたリスクへ対処するための所要の措置を講ずるとされた。

(3) 先端的な重要技術の研究開発

ア 先端技術の研究開発の枠組み

産業基盤のデジタル化・高度化に伴い、安全保障にも影響し得る技術革新が進展した結果、科学技術・イノベーションは激化する国家間の覇権争いの中核になっている。

我が国においては、先端技術の研究開発を推進するための官民協力として「戦略的イノベーション創造プログラム (S I P)」等が実施されている。しかし、経済安全保障の強化の観点から研究開発を進める枠組みや、政府機関が研究者等と円滑な情報共有を行うために必要となる保全措置等の法的枠組みは存在しない²⁴こと、省庁間の連携を強化する必要がある²⁵こと、研究成果を公共調達等につなげていくための研究者と関係省庁との連携が不十分である²⁶ことなどの課題が指摘されて

²² 「経済安全保障法制に関する提言」(令和4年2月1日経済安全保障法制に関する有識者会議) 16-17 頁

²³ 「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」(令和4年6月17日サイバーセキュリティ戦略本部) では、重要インフラ分野として14分野が指定されている。このサイバーセキュリティ上の重要インフラは、国民生活及び経済活動の基盤であって、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものとされており、サイバーセキュリティ基本法に基づいて、官民で重点的に防護する必要があるとの認識の下で指定されている。一方、経済安全保障上の基幹インフラは、国民生活及び経済活動の基盤となる役務の中でも、国民の生存に必要不可欠で代替困難なもの、又は、国民生活、経済活動が依存する役務で、その利用を欠くことによって広範囲若しくは大規模な混乱などが生じるものを提供する事業を対象とすることが基本とされ、事業規模などの基準に該当する事業者が導入する重要設備を事前審査することから、規制対象となる事業者や設備が具体的に想定されない事業などは対象とされていない。

²⁴ 第2回経済安全保障法制に関する有識者会議(令和3年12月28日)資料7「経済安全保障法制に関する有識者会議 官民技術協力に関する検討会合第一回資料」8頁

²⁵ 「次期S I Pに対する意見」(令和3年8月20日一般社団法人日本経済団体連合会イノベーション委員会企画部会、同産学官連携推進部会)

²⁶ 「次期S I Pの制度設計の方向性について」(令和3年11月25日内閣府科学技術・イノベーション推進事務局) 3頁

いた。

骨太方針 2021 においては、先端的な重要技術の実用化に向けた強力な支援を行う新たなプロジェクトを創出するとともに、重要な技術情報の保全と共有・活用を図る仕組みを検討・整備することとされた。

イ シンクタンク機能

令和 2 年 1 月、統合イノベーション戦略推進会議は、我が国として育成すべき技術の明確化を支援するシンクタンク機能の必要性を指摘した²⁷。令和 3 年 3 月に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」においては、令和 3 年度から新たなシンクタンク機能を立ち上げ、令和 5 年度を目途に組織を設立することとされた²⁸。

骨太方針 2021、「成長戦略実行計画²⁹」等の各種戦略文書にも、重要技術の特定に資するための調査分析等を行うシンクタンク機能の活用・強化が盛り込まれた。令和 3 年度から令和 4 年度の委託事業³⁰も踏まえて、令和 5 年度を目途にシンクタンクを設立することとされている。

ウ 経済安全保障重要技術育成プログラム

令和 3 年 12 月に成立した令和 3 年度補正予算に 2,500 億円が措置された「経済安全保障重要技術育成プログラム」は、内閣府主導の下で文部科学省及び経済産業省が関連府省庁と連携し、経済安全保障の観点から、先端的な重要技術に関するシーズ³¹を中長期的に育成するものである。将来的には、5,000 億

円規模とすることを目指し、シンクタンク機能も活用しながら、経済安全保障上の課題に対し、基金を造成することとされている³²。

(4) 特許出願の非公開化

特許制度は、発明者に一定期間、独占的な権利を与えて発明の保護を図る一方、発明を公開して利用を図ることにより、産業の発達に寄与しようとするものである。我が国の従来の特許制度では、特許出願の日から 1 年 6 か月が経過した後に、原則として全ての特許出願の出願内容が一般に公表される。

平成 27 年には、我が国のレーザーウラン濃縮技術の特許に関する資料やこの特許技術に基づく機器が国際原子力機関(International Atomic Energy Agency : IAEA)の査察を受けた他国の極秘研究施設で発見されていた旨が報じられ、特許制度を通じて機微な技術が公開されてしまう問題が認識されていた³³。

骨太方針 2021 においては、特許の公開制度について、各国の特許制度の在り方も念頭に置いた上で、イノベーションの促進と両立させつつ、安全保障の観点から非公開化を行うための所要の措置を講ずるべく検討を進めるとされた。

3 経済安全保障推進会議

令和 3 年 10 月、岸田内閣総理大臣は、就任後初の所信表明演説において、新たに設けた経済安全保障担当大臣の下、戦略物資の確保

²⁷ 『「安全・安心」の実現に向けた科学技術・イノベーションの方向性』（令和 2 年 1 月 21 日統合イノベーション戦略推進会議）5-6 頁

²⁸ 「科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）32 頁

²⁹ 令和 3 年 6 月 18 日閣議決定

³⁰ 令和 3 年度に約 3 億円、令和 4 年度に約 3.5 億円を計上し、シンクタンク機能に関する試行事業が国立大学法人政策研究大学院大学（GRIPS）への委託により実施されている。

³¹ 技術・研究の種。将来に実を結ぶ可能性の高い研究のこと。

³² 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和 3 年 11 月 19 日閣議決定）

³³ 『毎日新聞』（平 27. 11. 4）、「経済安全保障法制に関する提言」（令和 4 年 2 月 1 日経済安全保障法制に関する有識者会議）44 頁。同提言では、諸外国においては、機微な発明の特許出願を例外的に非公開とし、情報保全を行う制度を有している国があり、G20 諸国の中で同様の制度がないのは、日本、メキシコ及びアルゼンチンのみであることが指摘されている。

や技術流出の防止に向けた取組を進め、自律的な経済構造を実現するとともに、強靱なサプライチェーンを構築し、我が国の経済安全保障を推進するための法案を策定すると表明した³⁴。

同年11月、関係閣僚から構成される「経済安全保障推進会議」が開催され、経済安全保障上の主要課題のうち、法制上の手当てを講ずることによりまず取り組むべき分野として、①重要物資や原材料のサプライチェーンの強靱化、②基幹インフラ機能の安全性・信頼性の確保、③官民連携による先端的な重要技術の育成・支援及び④特許出願の非公開化による機微な発明の流出防止の4分野が示された。また、岸田内閣総理大臣から、有識者会議を設置し、法案について専門的な見地から検討を進めるよう指示がなされた。

なお、経済安全保障推進会議においては、経済安全保障の推進に向けた目標として、①自律性の向上、②優位性ひいては不可欠性の確保及び③基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化が示された（図表1参照）。

（図表1）政府の掲げる経済安全保障の推進に向けた目標

①自律性の向上
基幹インフラやサプライチェーン等の脆弱性解消
②優位性ひいては不可欠性の確保
研究開発強化等による技術・産業競争力の向上や技術流出の防止
③基本的価値やルールに基づく国際秩序の維持・強化

（出所）第1回経済安全保障推進会議（令和3年11月19日）資料3を基に作成

（参考）経済安全保障とその目的について³⁵

一般に「安全保障」とは、国家の安全を維持し、国民の生命や財産を守ることである。以前は、軍事的な意味で用いられることが多かったが、第二次世界大戦後、核抑止力によって、大国間の軍事的衝突の可能性が小さくなったことに伴い、経済的な観点から安全保障を確保しようとする動きが強まった。

実際、昭和48（1973）年末に発生した第一次石油危機において、アラブ石油輸出国機構（Organization of the Arab Petroleum Exporting Countries：OAPEC）がイスラエル寄りの国々に対して原油の輸出を禁止した事案に代表される「エコノミック・ステイトクラフト³⁶」と呼ばれる手法は従来から存在している。政府が経済安全保障の推進に向けた目標に掲げる自律性の向上等は、エコノミック・ステイトクラフトの影響を軽減し、他国から政治的な圧力をかけられないためにも必要となる経済安全保障の実現手段とされる³⁷。

なお、政府は、我が国の経済安全保障政策については、特定国を念頭に置いていない³⁸とともに、単に他国に追随するのではなく、我が国としての立ち位置を明確にしていくことが必要³⁹であるとしている。

4 経済安全保障法制に関する有識者会議

令和3年11月から「経済安全保障法制に関する有識者会議」が開催され、令和4年2月に「経済安全保障法制に関する提言」が取りまとめられた。同提言では、上記4分野における新たな法制度の必要性・在り方についての基本的な考え方等が示された。

5 法律案の提出

以上の経緯を経て、政府において検討が進められた結果、同月25日、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」（以下「本法律案」という。）が閣議決定され、同日、国会（衆議院）に提出された。

これに対して、同年3月14日、日本維新の

³⁴ 第205回国会衆議院会議録第2号4頁（令3.10.8）

³⁵ 外務省ホームページ「日本の安全保障と国際社会の平和と安定」〈<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kokusai.html>〉（令4.9.30閲覧）、『日本大百科全書1』小学館（1984）897頁、鈴木一人「検証エコノミック・ステイトクラフト」『国際政治第205号』日本国際政治学会（令和4年2月）1頁

³⁶ 対外政策において、経済的な手段を用いて自らの政治的意思を強制し、国家戦略上の目標を実現する手法のこと。

³⁷ 鈴木一人「日本と中国『経済安全保障』の概念が台頭した事情」『東洋経済オンライン』（令4.6.6）

³⁸ 第208回国会衆議院予算委員会第一分科会議録第1号37頁（令4.2.16）小林国務大臣答弁

³⁹ 第208回国会衆議院内閣委員会会議録第11号2頁（令4.3.23）小林国務大臣答弁

会は、「経済安全保障に関する諸施策の実効的かつ総合的な推進に関する法律案」(足立康史君外2名提出)(以下「維新提出法律案」という。)を提出した。

II 審議経過

1 衆議院における審議経過

本法律案は、令和4年2月25日に、維新提出法律案は、3月14日に、それぞれ国会(衆議院)に提出され、同月17日の本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、内閣委員会に付託された。

同委員会においては、翌18日、両法律案を一括して議題とし、小林国務大臣及び提出者足立康史衆議院議員からそれぞれ趣旨説明を聴取し、同月23日から質疑に入った。同月29日に経済産業委員会との連合審査会を開会し、同月31日には参考人⁴⁰からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行った。4月6日、本法律案に対し、立憲民主党・無所属(立民)から、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の基本理念を新たに設けるとともに、政府は、基本理念にのっとり、基本方針を定めなければならないものとする等内容を内容とする修正案が提出され、修正案提出者森山浩行衆議院議員から趣旨説明を聴取した後、両法律案及び修正案を一括して議題とし、質疑を行った。同日、岸田内閣総理大臣の出席の下、質疑を行い、質疑を終局した。

質疑終局後、両法律案及び修正案を一括して討論を行い、順次採決した結果、維新提出法律案は、賛成少数をもって否決すべきもの

と議決された。本法律案については、立民提案による修正案は賛成少数をもって否決され、同法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、同法律案に対し、附帯決議⁴¹が付された。

同月7日の本会議において、本法律案は可決され、参議院に送付された。また、維新提出法律案は否決された。

2 参議院における審議経過

参議院では、4月13日、本会議において趣旨説明の聴取及び質疑が行われた後、同日、内閣委員会に付託された。

同委員会においては、翌14日に小林国務大臣から趣旨説明を聴取した後、同日、質疑に入った。同月21日に参考人⁴²からの意見聴取及び参考人に対する質疑を行い、同月26日に経済産業委員会との連合審査会を開会し、同月28日には岸田内閣総理大臣の出席の下、質疑を行い、同日、質疑を終局した。5月10日、討論を行い、採決した結果、本法律案は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決された。なお、同法律案に対し、附帯決議⁴³が付された。

翌11日の本会議において、本法律案は、賛成多数をもって可決され、成立した。

III 法律の概要

本法律は、本則の7章(第1条から第99条)及び附則で構成されている(図表2参照)。

⁴⁰ 佐橋亮君(東京大学東洋文化研究所准教授)、村山裕三君(同志社大学名誉教授)、鈴木一人君(東京大学公共政策大学院教授)及び井原聰君(東北大学名誉教授)

⁴¹ 自由民主党、立憲民主党・無所属、日本維新の会、公明党及び国民民主党・無所属クラブの5党派共同提案による(附帯決議の内容については、第208回国会衆議院内閣委員会議録第16号26-27頁(令4.4.6)参照)。

⁴² 白石隆君(公立大学法人熊本県立大学理事長)、原一郎君(一般社団法人日本経済団体連合会常務理事)及び坂本雅子君(名古屋経済大学名誉教授)

⁴³ 自由民主党・国民の声、立憲民主・社民、公明党、国民民主党・新緑風会及び日本維新の会の5党派共同提案による(附帯決議の内容については、第208回国会参議院内閣委員会会議録第15号2-3頁(令4.5.10)参照)。

(図表 2) 経済安全保障推進法の構成

第1章	総則（第1条～第5条）
第2章	特定重要物資の安定的な供給の確保 （サプライチェーンの強 ^{けん} 靱化）（第6条～第48条）
第3章	特定社会基盤役務の安定的な提供の確保（基幹インフラの機能維持）（第49条～第59条）
第4章	特定重要技術の開発支援（第60条～第64条）
第5章	特許出願の非公開（第65条～第85条）
第6章	雑則（第86条～第91条）
第7章	罰則（第92条～第99条）
附則	施行期日等 【主な施行期日】 第2章：公布後9月以内 第3章：審査対象は公布後1年6月以内 審査・勧告・命令は公布後1年9月以内 第4章：公布後9月以内 第5章：公布後2年以内

1 目的

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本方針を策定するとともに、安全保障の確保に関する経済施策として、所要の制度を創設することにより、安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする（第1条）。

2 基本方針及び基本指針の策定

政府は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない（第2条第1項）。

基本方針に定める事項は、

- ①経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な事項、
- ②特定重要物資の安定的な供給の確保及び特定社会基盤役務の安定的な提供の確保並びに特定重要技術の開発支援及び特許出願の

非公開に関する経済施策の一体的な実施に関する基本的な事項、

- ③安全保障の確保に関し、総合的かつ効果的に推進すべき経済施策（②に掲げるものを除く。）に関する基本的な事項、
 - ④①～③に掲げるもののほか、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関し必要な事項、
- とされている（第2条第2項）。

また、政府は、基本方針に基づき、第2章から第5章に規定する4つの施策それぞれを実施するに当たっての基本的な方向や配慮すべき事項等を内容とする「安定供給確保基本指針」、「特定社会基盤役務基本指針」、「特定重要技術研究開発基本指針」及び「特許出願非公開基本指針」を定めるものとしている（第6条、第49条、第60条及び第65条）。

3 留意事項

本法律の規定による規制措置は、経済活動に与える影響を考慮し、安全保障を確保するため合理的に必要と認められる限度において行わなければならない（第5条）。

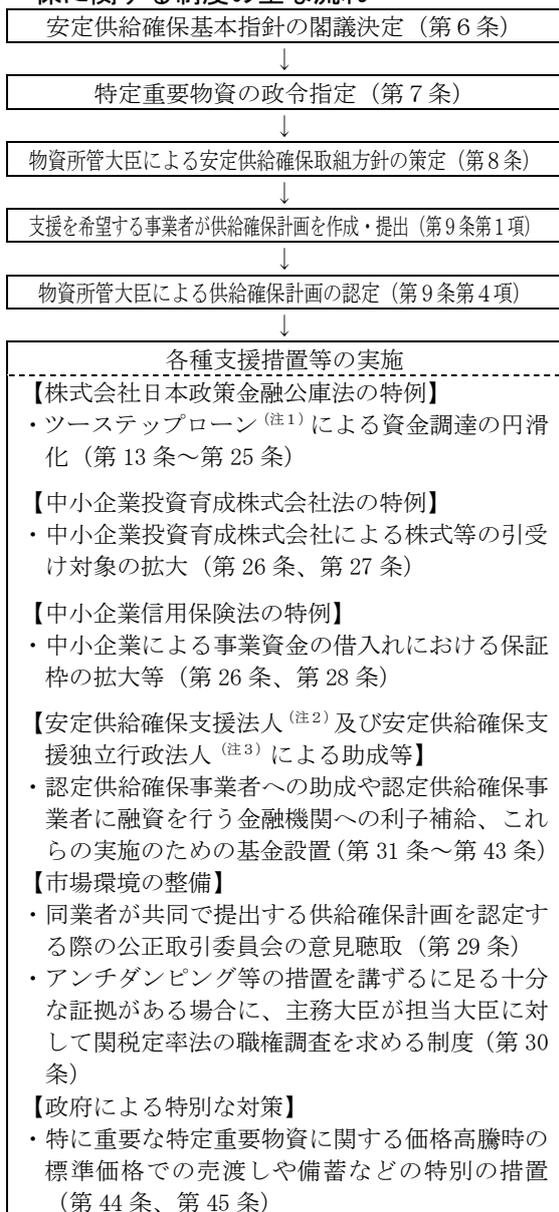
4 特定重要物資の安定的な供給の確保

(1) 特定重要物資の指定、事業者の計画認定・支援措置等

国民の生存や国民生活・経済活動に甚大な影響のある重要な物資の安定的な供給の確保を平時から図るため、特定重要物資⁴⁴を指定し（第7条）、供給確保計画を作成しその認定を受けた事業者（認定供給確保事業者）の取組を支援するとともに、支援措置だけでは安定的な供給の確保が困難と認めるときは政府が更なる対策（備蓄等）を講ずる制度を創設する（第44条）。

⁴⁴ ①国民の生存に必要不可欠又は広く国民生活・経済活動が依拠している重要な物資（プログラムを含む。）で、②当該物資又はその原材料等を外部に過度に依存し、又は依存するおそれがある場合において、③外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態を未然に防止するため、④安定供給確保を図ることが特に必要と認められるもの。

(図表 3) 特定重要物資の安定的な供給の確保に関する制度の主な流れ



(注 1) 株式会社日本政策金融公庫からの融資を活用し、指定金融機関が、計画認定を受けた事業者に対して、長期・大規模・低利の融資を実施する制度。
 (注 2) 一般社団法人、一般財団法人その他主務省令で定める法人であって、認定供給確保事業者への助成や認定供給確保事業者に融資を行う金融機関への利子補給等を行えると認められ、指定を受けた法人 (第 31 条)
 (注 3) 対象は①国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、②独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構及び③国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (第 42 条第 1 項、別表)

(出所) 大川信太郎「経済安全保障推進法案 (上)」『ビジネス法務』(令和 4 年 6 月)等を基に作成

(2) サプライチェーン調査

主務大臣は、本制度の施行に必要な限度において、事業者一般に対して、様々な物資の生産・輸入・販売の状況についての調査を行うことができる (第 48 条第 1 項)。

本調査の主たる目的は、特定重要物資に指定する物資を的確に選定することであるが、本調査への応答は努力義務であり (第 48 条第 3 項)、応答しない場合の罰則はない。調査の過程で知り得た企業秘密等を漏らした行政職員に対しては、罰則がある (第 93 条)。なお、本法律の支援の枠組みに入っている認定供給確保事業者は、政府の求めに応じ、認定された供給確保計画の実施状況等について報告又は資料の提出を行う義務があり、虚偽報告等には罰則が科される (第 48 条第 4 項及び第 96 条第 4 号)。

5 特定社会基盤役務の安定的な提供の確保

(1) 審査対象及び審査

国民生活及び経済活動の基盤となる特定の役務の安定的な提供を確保するため、既存の業法において安定供給が規定されている⁴⁵、14 の対象事業 (第 50 条第 1 項各号。図表 4 参照) から特定社会基盤事業⁴⁶を指定し (第 50 条第 1 項)、妨害行為の手段として使用されるおそれがある重要な設備等を審査する制度を創設する (第 52 条)。

(図表 4) 規制対象となる事業の外縁

①	電気事業
②	ガス事業
③	石油精製業・石油ガス輸入業
④	水道事業・水道用水供給事業

⁴⁵ 第 208 回国会衆議院内閣委員会議録第 11 号 41 頁 (令 4. 3. 23) 小林国務大臣答弁

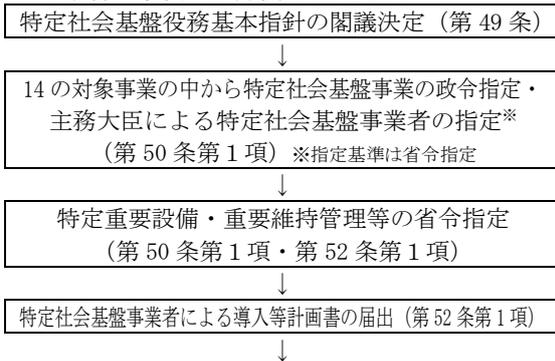
⁴⁶ 図表 4 に掲げる 14 の事業のうち、特定社会基盤役務 (国民生活及び経済活動の基盤となる役務であって、その安定的な提供に支障が生じた場合に国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの) の提供を行うものとして政令で定めるもの (第 50 条第 1 項)

⑤	第一種鉄道事業
⑥	一般貨物自動車運送事業
⑦	貨物定期航路事業・不定期航路事業（主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間において貨物を運送するもの）
⑧	国際航空運送事業、国内定期航空運送事業
⑨	空港の設置・管理を行う事業、空港コンセプション事業
⑩	電気通信事業
⑪	放送事業（基幹放送を行うもの）
⑫	郵便事業
⑬	金融に係る事業（銀行、保険、証券・市場に係る事業等）
⑭	包括信用購入あっせんの業務を行う事業（クレジットカードの発行会社）

（出所）大川信太郎「経済安全保障推進法案（上）」『ビジネス法務』（令和4年6月）、泉恒有ほか「経済安全保障推進法の解説」『New Business Law No. 1224』（令和4年8月15日）を基に作成

事前審査の対象となる事業者は、当該事業を所管する大臣が特定社会基盤事業者⁴⁷として指定し、同事業者が①特定重要設備⁴⁸の導入又は②重要維持管理等⁴⁹の委託を行うに当たって、原則として事前に導入等計画書の届出を求め、安全保障の観点から審査が行われる（第52条第1項）。

（図表5）特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度の主な流れ



⁴⁷ 特定社会基盤事業を行う者のうち、その使用する特定重要設備の機能が停止し、又は低下した場合に、その提供する特定社会基盤役務の安定的な提供に支障が生じ、これによって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きいものとして主務省令で定める基準に該当する者（第50条第1項）

⁴⁸ 特定社会基盤事業の用に供される設備、機器、装置又はプログラムのうち、特定社会基盤役務を安定的に提供するために重要であり、かつ、我が国の外部から行われる妨害行為の手段として使用されるおそれがあるものとして省令で指定されるもの（第50条第1項）

⁴⁹ 特定重要設備の維持管理若しくは操作（第52条第1項）

⁵⁰ 第52条。第208回国会衆議院内閣委員会議録第15号14頁（令4.4.1）小林国務大臣答弁

⁵¹ 先端的技術のうち、①当該技術若しくは当該技術の研究開発に用いられる情報が外部に不当に利用された場合又は②当該技術を用いた物資若しくは役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなった場合において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの（第61条）



（2）導入等後等の勧告及び命令

以上の規制措置は、本制度の施行時点で既に導入済の設備等に対して遡及適用はされない⁵⁰が、事前届出審査終了後においても、国際情勢の変化その他の事情変更によって、事後的に必要な措置（検査・点検、委託先の変更等）の勧告及び命令を行うことができることとしている（第55条）。

6 特定重要技術の開発支援

特定重要技術⁵¹の研究開発の促進及びその成果の適切な活用を図るため、官民で構成される協議会の仕組みによる必要な情報の提供、資金の確保、内閣総理大臣による調査研究等の措置を講ずる制度を創設する（第62条～第64条）。

（1）協議会の組織

特定重要技術の研究開発等の資金を交付する研究開発大臣が、個別プロジェクトごとに、研究者の同意を得て官民の協議会を組織できることとしている（第62条）。

協議会において、研究開発の推進に有用なシーズ・ニーズ情報⁵²の共有や社会実装に向けた制度面での協力、指定基金を通じた資金支援など、政府が積極的な伴走支援を実施することとしている。協議会構成員に対しては、協議会を通じて提供された秘密について、守秘義務を求めることとしており（第 62 条第 7 項及び第 64 条第 4 項）、違反した場合には罰則が科される（第 95 条第 1 項第 1 号）。

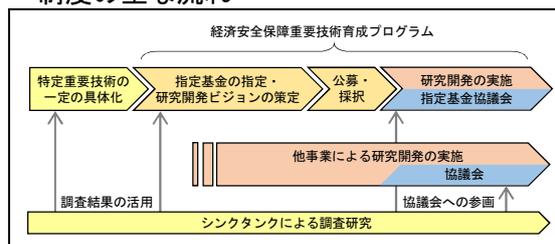
(2) 指定基金の指定

内閣総理大臣は、「特定重要技術研究開発基本指針」に基づき、科技イノベーション活性化法⁵³第 27 条の 2 第 1 項に規定する基金⁵⁴のうち、特定重要技術の研究開発等を目的とするものを指定基金として指定することができることとし、国は指定基金に充てる資金を補助することができることとしている（第 63 条）。指定基金については、指定基金協議会が必置となる（第 63 条第 4 項）。指定基金として経済安全保障重要技術育成プログラムを指定することが想定されている⁵⁵。

(3) 調査研究の実施（特定重要技術調査研究機関（シンクタンク）への委託）

長期的視点からの継続的な調査分析の実施を可能とするため、従来から検討が行われてきたシンクタンクを法的に位置付けることとし、特定重要技術の見定めやその研究開発等に資する調査研究を特定重要技術調査研究機関（シンクタンク）に委託できることとしている（第 64 条）。

（図表 6）特定重要技術の開発支援に関する制度の主な流れ



（出所）経済安全保障法制に関する有識者会議（令和 4 年 7 月 25 日）資料 4 を基に作成

7 特許出願の非公開

公にすることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある発明の特許出願につき、出願公開等の手続を留保し、発明の実施や開示を制限することを可能にする制度を創設する（第 66 条、第 73 条、第 74 条等）。本制度により、これまで安全保障上の観点から特許出願を諦めざるを得なかった発明者に特許法上の権利を受ける途^{みち}を開くこととなる。

(1) 技術分野等によるスクリーニング（第一次審査）及び保全審査（第二次審査）

非公開の対象となる発明を選別するため、まず、第一次審査として特許出願の中から政令指定分野に該当するものが、定型的に出願から 3 か月以内（期間は政令で指定）に保全審査（第二次審査）のため内閣総理大臣に送付される（第 66 条第 1 項）。出願人からの申出により送付することも可能である（第 66 条第 2 項）。

内閣総理大臣（内閣府の担当部局）は、特許出願人や防衛省等の関係行政機関、外部の専門家等から資料提供や意見聴取を受けるな

⁵² 政府のこれまでの研究成果、サイバーセキュリティの脆弱性情報、インシデント情報等。第 208 回国会衆議院内閣委員会議録第 16 号 23 頁（令 4. 4. 6）岸田内閣総理大臣及び小林国務大臣答弁

⁵³ 「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）

⁵⁴ ①国立研究開発法人日本医療研究開発機構、②国立研究開発法人科学技術振興機構、③独立行政法人日本学術振興会、④国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構及び⑤国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が一定の業務の費用に充てるため設ける基金。

⁵⁵ 第 208 回国会衆議院内閣委員会議録第 16 号 22 頁（令 4. 4. 6）岸田内閣総理大臣答弁

どして、保全指定をするかどうかの第二次審査を行う（第 67 条）。

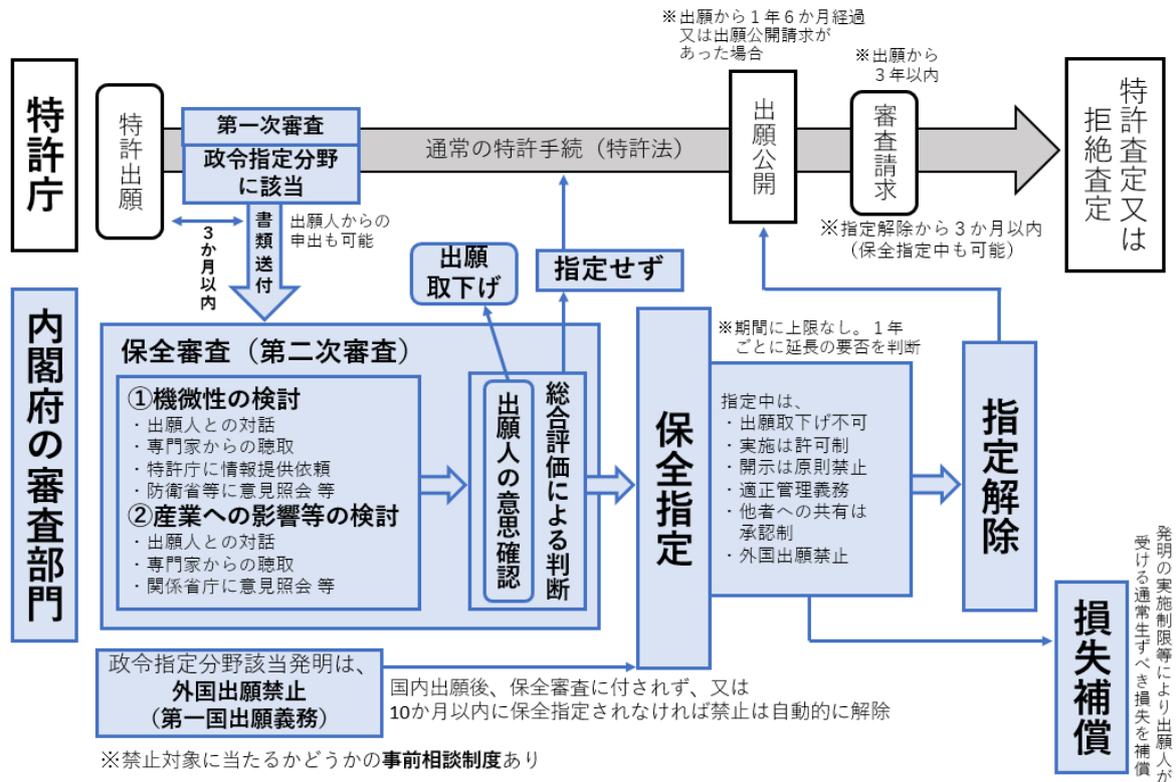
(2) 保全指定の効果等

第二次審査の結果、保全指定の対象となった発明については、その実施に当たって内閣総理大臣の許可が必要となる（第 73 条第 1 項ただし書）などの制限がかかる。これに違反

し保全対象発明を実施した場合等には罰則が設けられている（第 92 条第 1 項第 6 号等）。

当該発明の実施が不許可となった場合又は実施に条件が付された場合など、保全指定を受けたことにより損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償するものとしている（第 80 条）。

(図表 7) 特許出願の非公開に関する制度の主な流れ



(出所) 泉恒有ほか「経済安全保障推進法の解説」『New Business Law No.1224』(令和 4 年 8 月 15 日) を基に作成

8 国際約束の誠実な履行

本法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないように留意しなければならない（第 90 条）。法全体として、外国又は特定の国の企業、産品、サービスであることを理由に差別的に扱うことはせず、内国民待遇などの無差別の原則が貫かれているとしている⁵⁶。

9 施行期日等

本法律は、公布の日（令和 4 年 5 月 18 日）から起算して 6 か月以内から 2 年以内にかけて段階的に施行される（附則第 1 条）。

また、政府は、本法律の施行後 3 年を目途として、本法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしている（附則第 4 条）。

⁵⁶ 第 208 回国会参議院内閣委員会会議録第 10 号 22 頁（令 4. 4. 14）小林国務大臣答弁

IV 主な質疑・答弁の概要

1 経済安全保障の定義

政府の考える経済安全保障の定義について質疑があった。

これに対して、政府からは、経済安全保障は多岐にわたる新しい課題であり、我が国を含め主要国において確立した定義はなく、本法律案で新たに設けようとする4つの制度が経済安全保障の全てではないとした上で、国益を経済面から確保することである旨の答弁があった⁵⁷。

2 経済活動の自由と規制措置との関係

本法律に基づく規制措置について、「合理的に必要と認められる限度」(第5条)ではなく、外為法等で使用されている「必要最小限」とする必要性について質疑があった。

これに対して、政府からは、自由な経済活動との両立を図る観点から、規制を必要最小限度とするよう努めることは当然であるが、国際情勢の変化などに伴う安全保障上のリスクは変動し、予測し難い側面もあることから、あらかじめ一律に必要最小限度とはせず、合理的に必要と認められる限度とした旨の答弁があった⁵⁸。

3 「外部から行われる行為」の内容

新たに創設される4つの制度の各条文に使用されている「外部から行われる行為⁵⁹」の内容について質疑があった。

これに対して、政府からは、基幹インフラを例として、平成27(2015)年にウクライナの変電所に対するサイバー攻撃によって大規模かつ長期にわたる停電が発生した事案を挙げ、外国政府等(「等」にはテロリストが含まれ得る)により行われる我が国の国家及び国民の安全を害する行為であり、災害、感染症といった事象のみでは該当しないが、外国政府等が自ら行う行為のほか、我が国内外の協力者などを通じて行う行為も該当し得る旨の答弁があった⁶⁰。

4 特定重要物資の安定的な供給の確保

(1) 特定重要物資の具体的内容

特定重要物資として指定されることが想定される物資について質疑があった。

これに対して、政府から、安定供給確保基本指針において要件等を定めた上で、個別の物資ごとに指定の必要性を判断していくため、現時点において確たる答弁は困難であるが、骨太方針2021において先行的な重点項目として挙げられている半導体、レアアースを含む重要鉱物、電池、医薬品が該当し得ること、既存の法令などに基づき、既に備蓄を行っている物資(石油等)については、本法律に基づいて別途備蓄を行うことは基本的には想定していないが、指定対象としては排除されていない旨の答弁があった⁶¹。

⁵⁷ 第208回国会衆議院内閣委員会議録第11号17、47頁(令4.3.23)小林国務大臣答弁。なお、国益とは、「国家安全保障戦略」(平成25年12月17日国家安全保障会議決定・閣議決定)において、①国家の主権・独立の維持、領域の保全、国民の生命・身体・財産の安全を確保すること、②経済発展を通じて国民の繁栄を実現すること及び③普遍的価値やルールに基づく国際秩序を維持・擁護することとされている。

⁵⁸ 第208回国会衆議院内閣委員会議録第11号17頁(令4.3.23)小林国務大臣答弁

⁵⁹ 外部から行われる行為により国家及び国民の安全を損なう事態(第6条)、我が国の外部から行われる特定社会基盤役務の安定的な提供を妨害する行為(第50条)、外部から行われる行為(第61条)、外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態(第65条)等

⁶⁰ 第208回国会衆議院内閣委員会議録第11号42頁(令4.3.23)小林国務大臣答弁、第208回国会参議院内閣委員会議録第10号23頁(令4.4.14)小林国務大臣及び木村政府参考人(内閣官房内閣審議官)答弁

⁶¹ 第208回国会衆議院内閣委員会議録第11号14頁(令4.3.23)木村政府参考人(内閣官房内閣審議官)答弁、第208回国会衆議院内閣委員会議録第13号9頁(令4.3.30)小林国務大臣答弁

(2) サプライチェーン調査における罰則

サプライチェーン調査(第48条第1項)について、調査を拒否した場合の罰則を設けていないことについて質疑があった。

これに対して、政府から、本法律の規制や支援の枠組みに入っていない事業者も含め罰則付きの応答義務を課すことは、自発的かつ率直な情報提供を妨げる懸念があることや、規制対象の違反行為と罰則には均衡が保たれていなければならないという比例原則の観点から、調査忌避に罰則を科すことは重過ぎるのではないかとの経済安全保障法制に関する有識者会議での意見等を総合的に勘案したものである旨の答弁があった⁶²。

5 特定社会基盤役務の安定的な提供の確保

(1) 特定重要設備の具体的内容

特定社会基盤事業者が有する設備のうち、規制対象となる特定重要設備の具体例について質疑があった。

これに対して、政府から、特定重要設備の指定は、法施行後に省令で定めることとしており、現時点において確たる答弁は困難であるが、例として、航空事業における飛行計画作成システム、貨物自動車運送事業における集配管理システム、電気事業における需給制御システム・系統制御システム、鉄道事業における列車運行管理システム、空港事業における航空灯火システム、銀行業における内国為替システムなどが該当し得る旨の答弁があった⁶³。

(2) 中小規模の事業者の指定に対する考え方

中小規模の事業者が規制対象となるかについて質疑があった。

これに対して、政府から、中小規模の事業者を規制対象とすることは基本的には想定していないが、銀行間の決済ネットワークの中心を担う全国銀行資金決済ネットワークのように、提供する役務に特殊性があり、それに支障が生じることにより国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい場合には、例外的に対象となり得る旨の答弁があった⁶⁴。

6 特定重要技術の開発支援

(1) 特定重要技術の具体的内容

特定重要技術として具体的にどのような技術を想定しているかについて質疑があった。

これに対して、政府から、中長期的に我が国が国際社会において確固たる地位を確保し続ける上で不可欠な要素となる先端的な重要技術として、経済安全保障法制に関する有識者会議において示された宇宙、海洋、量子、AI、バイオ等の分野のうち、例示された衛星コンステレーション技術⁶⁵、海洋分野でのセンシング技術などのほか、サイバーセキュリティ上の脆弱性の検知技術やAI処理等の可能なコンピューティング技術なども含まれ得ること、公募による競争も活用しつつ、真に可能性のある技術を見定めていく旨の答弁があった⁶⁶。

(2) 自由な研究活動との関係

協議会における守秘義務の対象や、研究成

⁶² 第208回国会衆議院内閣委員会議録第15号9頁(令4.4.1)小林国務大臣答弁、第208回国会参議院内閣委員会議録第10号25頁(令4.4.14)小林国務大臣答弁

⁶³ 第208回国会衆議院内閣委員会議録第11号13頁(令4.3.23)木村政府参考人(内閣官房内閣審議官)答弁、第208回国会参議院内閣委員会議録第10号13頁(令4.4.14)小林国務大臣答弁

⁶⁴ 第208回国会参議院議録第16号8頁(令4.4.13)小林国務大臣答弁

⁶⁵ 多数の小型の人工衛星を協調して動作させる運用方式に関する技術。

⁶⁶ 第208回国会衆議院内閣委員会議録第11号15頁(令4.3.23)大野内閣府副大臣答弁

果の公表の可否、研究者の軍事技術開発への動員に対する懸念等、自由な研究活動との関係について質疑があった。

これに対して、政府から、守秘義務の対象範囲は、協議会を通じて提供された秘密に限定されており、それ以外の、研究者が自ら生み出した研究成果には適用されない旨の答弁があった⁶⁷。また、海外での懸念用途⁶⁸への転用があり得る場合などに、守秘義務の対象とすることとは別に、例外的に、公開せずに内部管理するよう政府が求める場合も想定されるが、その場合も協議会において全ての参加者が納得する形で結論を出すことが必要と考えている旨の答弁があった⁶⁹。

研究成果については、公開が基本であり、論文などの成果発表は、守秘義務の対象となる情報を除き、原則として制約を課すことはしないととも、単に安全保障、防衛用途につながる可能性があることのみをもって非公開とすることは想定し難いと考えている旨の答弁があった⁷⁰。

また、協議会に参加する研究者は、その同意を前提とした上で協議会の構成員となるとともに、協議会に参加した後に自らの意向により離脱することも可能であり、研究に強制的に従事させられることはない旨の答弁があった⁷¹。

7 特許出願の非公開

(1) 非公開の対象となる技術に対する考え方

非公開制度の対象となる技術の考え方につ

いて質疑があった。

これに対して、政府から、保全審査の対象となる技術分野を指定する政令は、核兵器の開発につながる技術及び武器のみに用いられるシングルユース技術のうち、我が国の安全保障上、極めて機微な発明を基本とし、デュアルユース技術を対象とする場合には、イノベーションの促進の観点から、支障の少ないケースに限定すべきという有識者会議の提言を踏まえて定めていく旨の答弁があった⁷²。

(2) 損失補償の算定・財源

特許出願の非公開制度における補償金額の算定及びその財源について質疑があった。

これに対して、政府から、特許出願人からの説明や専門家の意見を踏まえ、妥当な補償金額を決定することとし、補償金額の算定に当たっては、特許出願人と十分なコミュニケーションを取った上で、適切に対応していく旨の答弁があった⁷³。

損失補償の財源については、特許特別会計が、産業財産権制度の全ての利用者に資するように、歳入と歳出が均衡して運営されることを確保するために創設されたものであるのに対して、損失補償制度は、安全保障の観点から保全指定を受けた特定の特許出願人に損失を補償するものであり、産業財産権制度の利用者一般に転嫁すべき性質のものか否か、財政当局や国家安全保障局等と検討していく旨の答弁があった⁷⁴。

⁶⁷ 第208回国会参議院内閣委員会会議録第11号40頁(令4.4.19)小林国務大臣答弁

⁶⁸ 外国による軍사용途、テロリストによる悪用を含め、国際法上禁止されている大量破壊兵器の開発に転用される事態等。

⁶⁹ 第208回国会参議院内閣委員会会議録第11号40頁(令4.4.19)小林国務大臣答弁、第208回国会参議院内閣委員会会議録第13号9,20頁(令4.4.26)泉政府参考人(内閣官房内閣審議官)答弁

⁷⁰ 第208回国会参議院内閣委員会会議録第13号20頁(令4.4.26)小林国務大臣答弁

⁷¹ 第208回国会衆議院会議録第12号20頁(令4.3.17)岸田内閣総理大臣答弁

⁷² 第208回国会衆議院内閣委員会会議録第11号15頁(令4.3.23)小林国務大臣答弁

⁷³ 第208回国会衆議院会議録第12号16頁(令4.3.17)小林国務大臣答弁

⁷⁴ 第208回国会参議院会議録第16号10頁(令4.4.13)萩生田経済産業大臣答弁

V 今後の方向性

令和4年6月7日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（以下「骨太方針 2022」という。）においては、経済活動の自由との両立を図りつつ、安全保障の確保に関する経済施策を総合的・効果的に推進すること、新たな国家安全保障戦略等の策定に当たり、経済安全保障を重要な課題と位置付けること等、経済安全保障を強化していく方向性が示された。

以下、本法律案の国会審議、衆参両院で付された附帯決議等を踏まえ、経済安全保障の推進に当たっての主な課題について整理する。

1 自由な経済活動等との両立

本法律に基づく基本方針及び基本指針は、有識者の意見聴取やパブリックコメント等を経た後、閣議決定により定められる⁷⁵。また、本法律における政省令への委任事項は多数あり、確定的な数字を示すことは困難であるものの、条文上、政令という文言は51回、省令を示す文言（主務省令、内閣府令等）は87回の計138回使用されており⁷⁶、本法律の運用や新たな制度の具体的な制度設計に当たっては、事業者の経済活動を不当に制約しないこと、予見可能性を確保すること等が重要な課題となる。特に、規制色の強い特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する制度及び特許出願の非公開に関する制度については、関係事業者等の意見を踏まえ、慎重に制度設計を行っていく必要がある。

経済安全保障の確保と自由な経済活動や研

究開発等とのバランスに十分に配慮した運用が求められる。

2 我が国の基幹産業が直面するリスク等の総点検・評価

経済安全保障の推進に当たっては、新たな課題の洗い出しに加え、リスクの見積り・リスク低減に対してどの程度のコストを費やすのかといった、リスク・コスト・ベネフィットの考慮が重要となる⁷⁷。

この点について、政府は、令和4年3月から「経済安全保障重点課題検討会議⁷⁸」を開催し、国民の生活や経済活動を支える重要な産業が直面するリスクの総点検と評価を行っている。

引き続き、変化の激しい国際情勢の動向に対応した経済安全保障の取組のアップデートが必要となる。

3 経済安全保障の推進に向けた体制整備

令和4年8月1日、本法律の総則（第1章）、特定重要物資の安定的な供給の確保（第2章）及び特定重要技術の開発支援（第4章）に関する条文が施行されるとともに、内閣府に経済安全保障推進室が設置された。特定社会基盤役務の安定的な提供の確保及び特許出願の非公開に関する制度については、令和5年以降に施行することを目指して検討が進められている⁷⁹。

衆参両院の内閣委員会において付された附帯決議では、安全保障の確保に関する経済施策に関する情報の収集、整理及び分析を推進

⁷⁵ ①経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する基本的な方針（案）、②特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（案）並びに③特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針（案）については、令和4年7月27日から8月25日まで意見募集（パブリックコメント）が実施された後、令和4年9月30日に閣議決定された。

⁷⁶ 第208回国会衆議院内閣委員会議録第11号42頁（令4.3.23）小林国務大臣答弁

⁷⁷ 鈴木一人「現代的経済安全保障の論点」『外交 Vol.68』（令和3年7月）15-19頁

⁷⁸ 経済安全保障担当大臣を議長として、関係府省庁の政府職員等から構成されている。

⁷⁹ 小林内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令和4年8月1日）

する体制（いわゆる経済インテリジェンス）の整備に関して検討し、必要な措置を講ずることを求めている。また、参議院の内閣委員会において付された附帯決議では、水道、鉄道等、住民の生活及び経済活動の基盤を保有するとともに、先端技術を有する中小企業が存在する地方公共団体に対して、政府が経済安全保障に関する助言等を行うことを求めている。

経済安全保障の取組は、数多くの省庁にまたがるとともに、地方公共団体や事業者等にも関係しているため、経済インテリジェンス体制を含め、幅広い主体の連携体制の構築が課題となる。

4 サイバーセキュリティの強化

特定重要物資に指定される可能性があるものの例示としてクラウドサービスが⁸⁰、特定重要技術の例としてサイバーセキュリティ上の脆弱性の検知技術が挙げられるなど、経済安全保障とサイバーセキュリティとは密接に関連している⁸¹。

デジタル化の進展とともに多様化・高度化しているサイバー攻撃に対応した、実効性のあるサイバーセキュリティの確保が求められる。

5 新たな分野に関する検討(セキュリティ・クリアランス等⁸²)

衆参両院の内閣委員会において付された附帯決議では、国際共同研究の円滑な推進も念頭に、我が国の技術的優位性を確保、維持するため、情報を取り扱う者の適性について、民間人も含め認証を行う制度(セキュリティ・クリアランス⁸³)の構築を検討した上で、法制上の措置を含む必要な措置を講ずることを求めている。

骨太方針 2022 においては、国際共同研究等における具体的事例の検証等を踏まえつつ、重要情報を取り扱う者への資格付与について制度整備を含めた所要の措置を講ずるべく検討を進めるとされた。また、高市経済安全保障担当大臣は、就任後の記者会見において、本法律を改正し、セキュリティ・クリアランスを盛り込む考えを示している⁸⁴。

同制度の導入については、個人情報の調査を含むため慎重な検討を求める声もあることから⁸⁵、その検討に当たっては、丁寧な議論が求められる。

6 国家安全保障戦略における経済安全保障の位置付け

骨太方針 2022 において、経済安全保障は、新たな国家安全保障戦略等の策定に当たっての重要な課題と位置付けることとされた。

その一方、国会審議において経済安全保障

⁸⁰ 第 208 回国会衆議院内閣委員会経済産業委員会連合審査会議録第 1 号 10 頁（令 4. 3. 29）小林国務大臣答弁

⁸¹ ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を踏まえ、サイバーセキュリティは国家安全保障と有事の重要要素になっていることが指摘されている。『産経新聞』（令 4. 8. 26）

⁸² このほか、国会審議においても指摘された人権デューデリジェンス（人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報共有を行うこと）への対応が挙げられる。近年、企業にとって人権問題への対応は重要な課題となっており、消費者からの製品のボイコットやビジネス関係の解消といった事案への対策が求められている。このような状況の下、政府は、人権デューデリジェンスに関して業種横断的に活用できるガイドラインとして、令和 4 年 9 月、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を決定した。

⁸³ 政府が保有する秘密情報を取り扱わせようとする者について、秘密情報を取り扱う適性を有するかを判断する制度（適性評価制度）。「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」（平成 23 年 8 月 8 日 秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議）7-8 頁参照。

⁸⁴ 高市内閣府特命担当大臣就任記者会見要旨（令和 4 年 8 月 10 日）

⁸⁵ 『日本経済新聞』（令 4. 1. 7）

の定義が繰り返し議論になったことや、自社と経済安全保障との関係性について「関係はないと思う」「分からない」とする企業が半数以上との調査結果⁸⁶もあることも踏まえ、国家安全保障戦略における経済安全保障の位置付けや、本法律における基本方針との関係等、政府の経済安全保障に関する考え方について、国民に分かりやすく説明していくことが期待される。

（本稿は、令和4年9月30日現在の情報を基に執筆した。）

⁸⁶ 株式会社帝国データバンク「特別企画：経済安全保障に対する企業の意識調査」（令4.7.7）